

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標

前文

大学は、教育研究活動により、新しい価値を創造し知識基盤社会を牽引する力となることが求められている。

我が国では50パーセントを超える大学進学率と少子化の進展により、いわゆる大学全入時代となる一方で、大学教育の多様化及び自由化が進行する中、大学は、教育研究活動の質を保証し、その改善に向けて弛ま^{たゆ}ない努力を続けていかなければならない。

また、時代とともに大学が社会に開かれた存在となるにしたいが、大学は、学問の自主性や自律性を尊重しつつ、時代の要請を意識して活動し、そのあらゆる活動を公開し説明する責任を担っている。

大阪市立大学は、我が国で数少ない公立の総合大学として130年余りの歴史と伝統を有しており、「大阪市立大学憲章」の基本的精神を踏まえ、大学の普遍的使命である真理の探究はもとより、都市型総合大学として、都市を学問創造の場と捉え、都市の諸問題に取り組み、特に都市科学分野の研究とシンクタンク機能を充実するなど、大阪の活性化になくってはならない存在として、市民に開かれ、市民が実感できる形で都市や地域に貢献していかなければならない。

また、総合大学の魅力である多様性を強みとして最大限に発揮し、高度の専門性とグローバルで幅広い視野を有し、都市大阪の成長や地域の発展に貢献する多様で有為な人材を育成していかなければならない。

こうした取組を通じて、「国立大学のコピーであってはならない」という建学の精神に改めて立ち返り、大阪市民の気概と活力により支えられてきた伝統を継承して、高度な教育や先進的で卓越した研究を国際的視点で推進することにより、大阪市立大学が、積極的に入学したい大学として選ばれるとともに、都市研究の拠点として大阪市を核とした関西圏の発展や国際化をリードし、市民に愛され市民が誇る大学となることを期待する。

大阪市立大学にあっては、新しい中期目標のもと、大学のプレゼンスをより一層向上させるため、教職員一人ひとりがその責任を負っているとの共通認識に立ち、理事長兼学長のリーダーシップにより、中期目標の達成に向け、取り組むことを望む。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日まで

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材育成方針及び学生受入方針

ア 広い視野と高い専門性を兼ね備えた人材の育成

各学部及び研究科は、学生受入方針に基づき広く国内外から学生を受け入れ、人材育成方針をより明確に示して、さまざまな分野において指導的役割を果たせる、広い視野と高い専門性を兼ね備えた人材を育成する。

(2) 教育の内容

ア 一貫した教育の推進

高度な教育による人材育成を一貫して推進し、学士課程教育全体の充実を図ることにより、専門性と総合性を備え、主体的な行動力を併せ持つ人材を育成する。

イ 高度専門職の育成及び若手研究者の養成

大学院教育の充実を図ることにより、視野の広い高度専門職に携わる人材を育成するとともに、若手研究者を養成する。

ウ 社会人教育の強化

社会の各分野で指導的役割を果たす高度な専門性を有する社会人を育成する。

エ 中等教育機関との連携

大阪市の中等教育機関との連携を強化し、学習の動機づけやキャリア形成等に協力することにより、大学教育につなげる一貫した人材育成を支援する。

オ 広い視野を持つ人材の育成

分野横断型履修等の充実により、総合大学の強みを活かした幅広い学習を推進する。

(3) 教育の国際化

ア グローバル人材の育成

基礎的な思考力や主体的な行動力等、社会で活躍するために必要な基礎的能力に加え、外国語でのコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を持つグローバル人材を育成する。

(4) 教育の推進体制

ア 学位の質の保証

教育課程方針を明らかにし、それに基づくカリキュラム編成を行うとともに、学生の学習成果を厳格かつ適正に評価して、学位の質の保証を図る。

イ 教育の成果及び効果の検証及び改善

「大阪市立大学教育改善・FD宣言」に基づき、教員は常に自己研鑽^{さん}に努め、教育能力の向上をめざすとともに、教育の成果及び効果を検証し、改善を図る。

ウ 柔軟な教育体制の構築

柔軟な教育体制を構築するとともに、各組織の機能充実を図ることにより、さまざまな分野で指導的役割を果たし、社会で活躍しうる優秀な人材を育成する。

(5) 学生への支援

ア 学生サポートセンター等による学生支援

学生サポートセンター等を中心に、学習環境、キャンパスライフ、地域貢献活動、就職活動等に関する、学生に対する各種取組の充実やメンタルヘルス対策の強化等により、学生生活を支援する。

イ 学習支援の充実

ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習指導等を行うことにより、学生が明確な目的を持って学習できるよう支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究の内容

ア 「都市科学」研究等の充実

普遍的な研究はもとより、大阪市立大学を特徴づける独創的で特色ある研究を推進するとともに、シンクタンク機能の強化の観点から、研究科の枠を超えた「都市科学」研究等の充実を図る。

(2) 研究の国際化

ア 国際交流の活性化

国際協力による先端研究を推進し、研究者交流のネットワーク拠点の構築等、国際交流の活性化を推進する。

(3) 研究の推進体制

ア 戦略的研究の展開

戦略的研究経費の配分の改編と研究評価制度の構築により、大阪市の

都市問題に関する研究等の重点的な研究や若手研究者への支援を充実する。

イ 研究活動の公表

研究活動の公表を積極的に促進し、活動内容について外部評価を受ける。

3 社会貢献に関する目標

(1) 地域貢献

ア シンクタンク機能の発揮等

大都市固有の課題に取り組み、シンクタンク機能を発揮するとともに、地域住民のニーズに応じた活動を行い、地域の活性化に貢献する。

イ 大阪市の研究機関等との連携

大阪府が設置する研究機関等との連携を強め、研究成果を都市と市民に還元する。

ウ 市民への研究成果の発信

高度な専門的知識や研究成果を積極的に発信し、市民の生涯教育や市民サービスの拠点としての役割を果たすとともに、地域で活躍する人材育成に寄与する。

エ 地域における人材育成への支援

初等・中等教育機関が、広く大学の知に触れる機会を充実させることにより、地域に開かれた大学として、地域における人材育成を支援する。

オ 地域貢献情報の発信

大阪府立大学の運営方針や広報戦略に沿って、的確に地域貢献に関する情報を発信できる体制を整備する。

(2) 産学連携

ア 先端的研究分野での連携

大阪府立大学の都市研究や健康科学分野等の先端的研究をはじめとする様々な分野で、関連産業との共同研究等を促進し産業の発展を推進する。

イ 地域産業との連携

研究開発や人材育成等において、地域の中小企業との連携を強化することで、地域産業の活性化を促進する。

4 国際化に関する目標

(1) 教育の国際化（再掲）

ア グローバル人材の育成

基礎的な思考力や主体的な行動力等、社会で活躍するために必要な基礎的能力に加え、外国語でのコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を持つグローバル人材を育成する。

(2) 研究の国際化（再掲）

ア 国際交流の活性化

国際協力による先端研究を推進し、研究者交流のネットワーク拠点の構築等、国際交流の活性化を推進する。

(3) 国際化の推進体制

ア 国際力の強化

国際化戦略本部を中心に、全学的に教育研究活動の国際力の強化に取り組む。

5 附属病院に関する目標

(1) 高度・先進医療の提供

地域の拠点病院として、患者本位の安全で質の高い医療と先進医療を提供し、市民の健康増進と地域医療の向上に寄与する。

(2) 医療人の育成

医学部附属病院として、人間性豊かで質の高い医療人を育成する。

(3) 地域貢献の推進

地域医療機関（病院、診療所等）との連携及び協力をさらに推進するとともに、市民の健康づくり活動に寄与する等、地域貢献に積極的に取り組む。

(4) 安定的な病院の運営

経営の効率化をさらに推進するとともに、経営基盤を強化し、安定的な病院運営を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営

(1) 組織ガバナンスの向上

理事長兼学長のリーダーシップのもと、組織ガバナンスの向上のための経営組織を構築する。

(2) 組織の一体的運営の推進

学部及び研究科の自主性を考慮しつつ、総合大学としての強みを活かした一体感のある大学運営を行う。

(3) 複合的かつ効果的な教育研究活動の推進体制

柔軟な組織運営を行うことにより、複合的な教育研究活動を推進するとともに、効果的に教育研究活動を支援する体制を構築する。

(4) 施設の効率的な運営

大阪市立大学が所管する施設等について、運営の効率化を推進するとともに、その活用について検討を行う。

2 人材育成

(1) 人材育成制度の充実

教員と職員が共に経営参画する意識を醸成するとともに、従来の教員と職員の役割分担にとらわれず、職員の職能開発を進め、大学の様々な分野において専門性を備えた職員を育成する。

3 自律的な運営

(1) 自律的な運営の推進

公立大学法人としての様々な制約の撤廃等へ向け、関係機関とも連携して取り組み、より自律的な運営を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部資金の確保

授業料等の自己収入を安定的に確保するとともに、寄附金の獲得、産学連携活動等の充実等、外部資金の一層の確保に努める。

2 効率的な大学運営の推進

魅力ある大学であり続けるために、引き続き、大学経営全般を点検し、経費の節減を図るとともに、資産の有効活用等により効率的な大学運営に努める。

第5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標

1 自己点検及び評価の実施

教員の教育研究活動や大学の業務運営全般について、自己点検及び評価を継続して実施し、当該活動等の改善及び改革へのインセンティブになるよう活用する。

2 戦略的広報の展開

大学の各種情報の一元管理と共有化を図り、機に応じた効果的な戦略的広報を展開することにより、大学の可視化を進め、プレゼンスを高める。

3 情報管理の強化

情報ネットワークシステム等、情報基盤の充実を図るとともに、適切なセ

セキュリティ管理のもと学内外で利用しやすい情報環境を整備する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 法令遵守等の徹底

すべての大学活動において、人権尊重や法令遵守の視点に立った業務遂行の徹底を図ることにより社会的責任を果たす。

2 安全管理及び危機管理体制の構築

耐震対策や化学物質の適正管理等、安全快適な教育研究環境の整備を推進するとともに、危機管理体制を構築する。

3 大学連携の強化

他の政令指定都市が設置する大学をはじめとする国内外の諸大学との連携を強化し、人的交流の促進や連携事業の充実により共通課題の解決や相互発展を図る。

4 支援組織の構築

卒業生組織や保護者等関係者との連携を強め、大学支援のネットワークを構築する。